

平成23年(ワ)第1291号, 平成24年(ワ)第441号, 平成25年(ワ)第516号, 平成26年(ワ)第328号伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭男 外1337名

被告 四国電力株式会社

準備書面(47)

2015年6月24日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司
弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介
弁護士	南		拓	人
弁護士	東			翔

訴訟復代理人

弁護士	内	山	成	樹
弁護士	只	野		靖

津波による海水ポンプの冠水と水位低下による事故

第1 従前の主張

日本の原発は、原発で発生する膨大な熱を海水によって冷却しており、その為に機能すべき海水ポンプが、津波による冠水や水位低下による取水不能によって機能を喪失した場合、メルトダウンやメルトスルーに至る危険があることは、藤原意見書(甲108)に基づき、2014年2月24日付原告ら準備書面(17)の6～7頁において主張した通りである。

2015年5月20日、原子力規制委員会が明らかにした「四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号原子炉施設の変更)に関する審査書(案)」において、上記危険がより明らかとなったので、以下にその危険を述べることにする。

第2 「審査書(案)」によってより明らかとなった危険

- 1 「審査書(案)」45頁で、被告は、「津波の流入防止等の方針を検討するために算定した海水ピットポンプ室、取水ピット及び放水ピットの入力津波高さ等に基づき検討した結果、海水ピットポンプ室の入力津波高さT.P.+4.9mに対して海水ポンプエリアの床面の位置がT.P.+3.0mであることから、流入の可能性のある経路として、海水ピットを特定した。」とされており、津波が流入する危険を初めて具体的に認めている。
- 2 その流入防止のため、被告は、水密ハッチ、床ドレンライン逆止弁、水密扉等を設置するとしている(45頁)が、そのような流入防止策にもかかわらず、浸水する事態(46頁)や冠水する事態(47頁)を想定している。そして、「長期間の冠水が想定される場合は、海水ポンプエリアに排水設備を設置する方針としている。」とされているが、そのような排水設備が既に設置されている訳ではないようであるし、そのような排水設備によって海水ポンプが冠水して機能を失う事態を防ぐことが出来る訳でもないと合理的に思料される。
- 3 また、「審査書(案)」(49頁)で、被告は、「管路解析に基づき、海水ピットポンプ室の基準津波による下降側の水位を、T.P.-4.4mと算定した。この値は、海水ポンプの取水可能(最低)水位(T.P.-4.10m)を

下回る水位であるため、海水ポンプエリアに海水ピット堰を設置する。海水ピット堰には開閉式のフラップゲートを設け、通常時及び押し波時にはフラップゲートが開き海水ピット内に海水を導水し、引き波時には海水ピット内外の水位差でフラップゲートが閉じ海水ピット内の海水を保持できる構造とする。」として、津波による水位低下時に取水不能となる危険を具体的に認めている。その対策として、開閉式のフラップゲートを設けるとしているが、地震による損傷はもとより、津波が運んでくる大量の砂、石、瓦礫等によって、そのようなゲートが機能不全となるのは目に見えており、取水不能による危険は余りにも明白である。

- 4 よって、「審査書(案)」によって、海水ポンプが、津波による冠水や水位低下による取水不能によって機能を喪失し、メルトダウンやメルトスルーに至る危険があることがより明白となった。

以上